

労働契約終了に係る訴訟手続きの特則(案)

鵜飼良昭

趣旨

現在、解雇・雇止等労働契約の終了に係る紛争の多くは、本案訴訟では時間がかかるため、仮処分を利用せざるを得ない状況にある。これを本来の本案訴訟で処理できるようにするため、訴訟手続きの特則を設けるべきではないか。

内容と法形式

1 迅速処理義務

解雇紛争等の特性に鑑み、裁判所と当事者に対して、「特に迅速に処理しなければならない」旨の訓示規定を設けるべきではないか。

参照 民訴法 2 条、裁判迅速化法

2 計画審理の原則化

審理の計画を定めることを原則として、「裁判所は、労働契約の終了に係る訴訟については、当事者双方と協議をし、その結果を踏まえて審理の計画を定めなければならない」旨の規定を設けるべきではないか。

参照 改正民訴法 1 4 7 条の 3

3 解雇理由、書証等の提出時期

審理計画を定めるについて、「裁判長は、当事者の意見を聴いて、できるだけ早期に、解雇・雇止等の理由、それを裏付ける具体的な事実及び書証、解雇・雇止等の理由に対する反論、それを裏付ける具体的な事実及び書証を提出すべき時期を定めることができる」旨の規定を設けるべきではないか。

参照 改正民訴法 1 5 6 条の 2

* 「第 1 回期日までに解雇理由等を明らかにすべき」との規定

4 集中的証拠調べ

「証拠調べは、特段の事情がある場合を除き、1 回の期日で集中して行う」旨の規定を設けるべきではないか。

参照 民訴法 1 8 2 条

5 タイムターゲットの設定

できる限り、雇用保険の受給期間内に終了できるようなタイムターゲットを設定すべきではないか。

例えば、6 月以内の集中証拠調べ、終結後 1 月以内の判決など

参照 民訴法 2 5 1 条、民訴規則 6 0 条

6 簡易定型訴状

アクセスを容易にするために簡易訴状を各相談窓口等に備置すべきではないか。

7 訴訟費用の低額・定額化

現在は、過去分と将来 1 年分の賃金の合計額又は非財産上の請求の多い額を訴額としているが、これを非財産上の請求の 9 5 (1 6 0) 万円を上限とすべきではないか。